

光化学スモッグ警報等発令時の措置要領の制定について（例規甲）

[昭和48年6月25日 兵警生例規第28号本部長]

光化学スモッグ警報等発令時の措置要領を下記のように定め、昭和48年7月1日から実施する。

記

第1 趣旨

この要領は、光化学スモッグ緊急時対策実施要領（別添。以下「光化学スモッグ対策要領」という。）に基づき、光化学スモッグの予報、注意報、警報又は重大警報（以下「警報等」という。）の発令通報があった場合等の措置について必要な事項を定めるものとする。

第2 警報等の発令通報に伴う措置

1 発令通報の受理

光化学スモッグ対策要領第5の(1)のイの規定に基づき、県から警報等の通報は、地域部通信指令課長（以下「指令課長」という。）が受理するものとする。

2 指令課長の措置

指令課長は、警報等の発令通報を受理したときは、速やかに次により措置しなければならない。

- (1) 総務部県民広報課長、生活安全部生活経済課長、地域部第一機動パトロール隊長、地域部第二機動パトロール隊長、交通部交通規制課長、交通部交通機動隊長及び交通部高速道路交通警察隊長に警報等の内容を連絡すること。
- (2) 警報等の発令地域を管轄する警察署長にその内容を伝達すること。
- (3) 現に警報等の発令地域で勤務中の警ら用無線自動車勤務員及び交通取締用四輪自動車勤務員（以下「無線自動車勤務員」という。）に対し、その内容を伝達するとともに、一般住民に対する広報活動を指示すること。ただし、光化学スモッグ予報の場合は、広報活動の指示は行わないものとする。

3 警察署長の措置

警察署長は、警報等の伝達を受けたときは、別紙広報文を参考に光化学スモッグ広報（発令）に協力して必要な広報措置を行うものとする。ただし、光化学スモッグ予報の場合は、この限りでない。

4 無線自動車勤務員の措置

無線自動車勤務員は、指令課長から警報等の発令に伴う広報活動を指示されたときは、通常勤務を通じ、別紙広報文を参考に的確な広報活動を実施しなければならない。ただし、光化学スモッグ予報の場合は、この限りでない。

第3 被害発生認知時の措置

警察署長は、光化学スモッグによる被害の発生を認知した場合は、次により速やかに報告（通報）するものとする。

- 1 住民からの届出により認知した場合は、被害の状況、届出者の住所、氏名等を所轄保健所に通報するとともに、警察本部長に報告（生活安全部生活環境課経由。以下同じ。）すること。

2 所轄保健所からの通報により認知した場合は、被害状況を確認するとともに警察本部長に報告すること。

第4 道路交通法上の措置

光化学スモッグ対策要領第5の(1)のオの規定による道路交通法上の措置要請の受理及び処理は、交通部交通規制課において行うものとする。

第5 警報等の解除通報に伴う措置

警報等の解除通報の受理及び解除に伴う措置は、前記第2に準じて行うものとする。この場合における一般住民に対する広報活動は、別紙広報文を参考に実施するものとする。

第6 事務処理

光化学スモッグ関係の総括的事務は、生活安全部生活経済課において処理するものとする。

別紙

○ 光化学スモッグ広報文（発令）

ただいま、当地区には光化学スモッグ注意報、警報、重大警報が発令中です。

- 1 なるべく屋外に出ないようにしてください。
- 2 自動車は、なるべく使用しないようにしてください。
- 3 目に痛みを感じた人は、洗眼してください。
- 4 のどや鼻に刺激を感じた人は、うがいをしてください。

○ 光化学スモッグ広報大（解除）

当地区に発令されていた光化学スモッグ注意報、警報、重大警報は、解除になりました。